

第 17 号 (通巻第 711 号)
制作・発行
大分県商工労働部労政福祉課

～ 家庭・私生活を充実し、仕事の質と効率を高める ～
ワーク・ライフ・バランスを推進しよう！

ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催

県、大分市、大分県ワーク・ライフ・バランス推進会議は、11月29日(火)、大分市ソレイユで「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催しました。セミナーには、県内企業の経営者や労務管理担当者をはじめ、労働組合や各種団体などから173名の参加がありました。

今回のセミナーでは「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」をテーマに、株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵氏による講演を行いました。講演では「従業員の仕事と家庭・私生活の両立支援を行うことは企業が成長するためにも有効。ライフが充実すれば結果的にワークの質と効率が高まる」など、

熱心に説明をする講師の小室淑恵氏



自らの子育てで経験や企業へのコンサルティング経験を踏まえながら、ワーク・ライフ・バランスの考え方や導入方法について、熱心に分かりやすく説明をしていただきました。

セミナーに参加した受講者からは「ワーク・ライフ・バランスは労働者のためと思っていたが企業側にとっても必要なことが分かった」「講演を聞いて自分の意識が変わりそう」「今日の話を上司に聞かせたかった」「企業風土を変えていけるようチャレンジしていきたい」といった感想がありました。講演内容の概要は次ページに掲載しています。

(P2に続く)



県、大分市などの主催で開催されたセミナー



目次

- ワーク・ライフ・バランスを推進しよう P1
- 心ひらいて～大分県人権啓発コラム～ P2

インタビュー この人にききました(P3)
社会福祉法人 安岐の郷
総合施設長 高橋 とし子 さん



- 必ずチェック！最低賃金 P3
- 労務管理アドバイス P4
- 平成23年労働福祉等実態調査 P5
- 主要労働経済指標 P6
- 県内の動き P7
- 労委だより P7
- 悩まず、どんとこい労働相談のお知らせ P7
- 平成24年経済センサス活動調査 P8
- 労働相談会の案内 P8

WLBセミナーの講演概要

日本の労働の成果は？

OECD（経済協力開発機構）加盟国の労働生産性比較（2009年比較）を見てみると、日本の労働生産性は加盟国33カ国中22位となっています。労働生産性とは、従業員一人あたりの付加価値額（利益）のことで、単位労働力あたり（就業者1人あたり、時間あたりなど）の生産量のことで、このことから、日本は残業時間は世界でトップクラスなのに生み出す付加価値は低い国と言えます。

また、HDI（教育によってその国の基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示す数値）、GEM（その国の政治及び経済への女性の参画の程度を示す数値）の各国との比較では、HDIが0.96で第10位となっていますが、GEMは0.567で第57位

となっています。つまり日本は、女性にも十分な能力がありながらそれを活用できていない国とも言えます。

この2つのデータから、日本企業には仕事の質と効率を高め、女性の労働力を活用していくことが必要であることが分かります。

WLB実現のコツ

今、多くの企業では長時間残業が恒常化しています。また、女性を採用・育成できない、育児休業や短時間勤務を経て継続就業ができないといった課題を抱えています。だからといって女性の働く環境のみを改善すれば良いと言う訳ではありません。

限られた一部の育児中の社員のためではなく、男性を含めた全社員の働き方の見直しこそ必要です。ワーク・ライフ・バランス実現のために、まず職場では、組織の変革を待つよりも自らが働き方を改革し自主的・

主体的に働くことが重要です。

成果を上げて定時に帰る（時間さえかければ仕事ができる時代は終わった。仕事しかしていない人は仕事ができない人）

プレゼンテーション力を身につける（仕事の勝率（効率）を上げる。少ない時間で高い成果を出す）

育児、介護中の先輩を支えるチームワークの働き方（明日はわが身のGIVE & TAKE）

後輩を育て信じて任せる（時間内で自分の出来ることと出来ないことを明確化。全てを抱え込んで残業するやり方はもう通用しない）

また、特に共働きの家庭では、二人で働き、二人で育児・家事をして仕事、育児の悩みを分かち合うスタイルを確立することが重要です。

どんなに夜仕事の遅い夫でも育児・家事参画はできる！

価値観を共に作る（仕事への姿勢が育児参画を促す）

もったいない理論で相手を動かす（出産したら、夫も部下も子どもも育った）

主体的に動くと負担感が低い。育児参画した夫のほうが育児の負担感が低い

ワークとライフの相乗効果

仕事

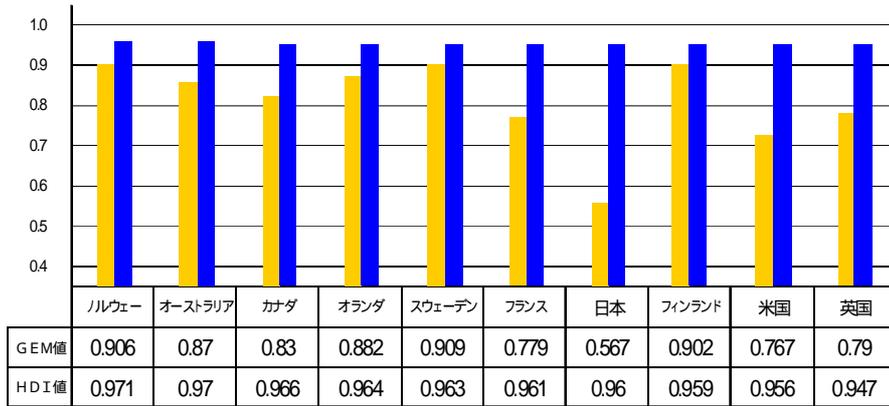
家庭や私生活

ライフ（家庭や私生活）が充実すれば心も身体も健康になり、自己研鑽の時間や外部との交流も広がります。そこで得たスキルや人脈が、アイデア力や企画力のUPにつながり、結果的にワークの質と効率が高まります。ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、勝てる組織と充実した人生を作っていきます。

今回、ご講演いただいた小室淑恵氏はワーク・ライフバランスに関する様々な書籍も出版しています。詳しくは、下記アドレスを参照ください。

<http://www.work-life-b.com/>

HDI、GEMの各国比較



資料：内閣府 男女共同参画白書（平成22年版）より

心ひらいて～大分県人権啓発コラムより～ 「ユニバーサルデザイン」

駅前や商店街の通路等に点字ブロックが敷かれているのを見かけた方は多いと思います。この点字ブロックは視覚障がいがある方のために設置してあるもので、街にある障害（バリア）を取り除くためのバリアフリー施策です。それとは別に、はじめから誰もが使い易いようにデザインすることをユニバーサルデザインと言います。日本語では「万人向け設計」、「みんなのためのデザイン」と訳されています。エレベーターを例にとると、子どもや高齢者、車いすの方など誰もが使いやすいように操作ボタンを低い位置に付けてあります。また、ほとんどの人が髪を洗う時には目を閉じるので、手で触っただけでわかるよう、シャンプーの容器にはギザギザが付けられています。このように最近では、身の回りの様々な物をはじめとして建物や道路等街づくりの中にもユニバーサルデザインの考え方を取り入れるようになってきました。今後は、社会のあらゆるところにユニバーサルデザインの考え方が浸透して、人種、性別、年齢、障がいの有無等を問わず、すべての人が住み良い街づくりを進めていくことが望まれます。それと併せて、私たちの心の中にあるさまざまな偏見や人を差別する心をなくしていくことも、とても大切なことです。両方が合わさることによって、本当に誰もが住み良い社会が築かれていくとは思いませんか。



インタビュー

この人にききました

社会福祉法人 安岐の郷
総合施設長

高橋 とし子 さん

【法人の概要】

所在地
国東市安岐町下山口58番地
従業員数
229人（男性57人 女性172人）
うち非正規59人（男性13人 女性46人）
事業内容
介護老人福祉施設及び居宅サービス等の介護保険事業など



事業内託児所の様子

ばれ、パパ修行中」など、職員のライフスタイルに応じた柔軟な労務管理を導入しているほか、地元の廃校を高齢者を中心とした交流の場「100円居酒屋」として活用するなど、地域コミュニティ活性化にも取り組んでいます。

安岐の郷が、こうした両立支援に取り組んでいるのは、平成16年にベテランの女性訪問介護職員から「孫が生まれたので面倒をみるために退職したい」との相談がきっかけだそうです。このとき高橋さんは「これからこうした申し入れが多くなるだろう、なんとかしないと」と感じ、職員からの相談を受ける中で「その人にあった働き方」を選択してもらおうとしているとのこと。

子ども若者育成・子育て支援で総理大臣表彰

社会福祉法人安岐の郷は、11月22日（火）に行われた「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰式」で、内閣総理大臣賞を受賞しました。この表彰は、内閣府が子ども・若者を育成支援する活動や、子育てと子育てを担う家族を支援する活動に取り組み顕著な功績のあった企業、団体、個人を表彰するものです。

今回のインタビューでは、安岐の郷総合施設長の高橋とし子さんにお話をお聞きしました。

職員のライフスタイルに応じた労務管理

安岐の郷では、「365日開設」の事業所内託児所の設置や子の出産のための祖父母の特別休暇「ばあちゃんの出番です」、配偶者の出産のための休暇「とうちゃんがんばれ、パパ修行中」など、職員のライフスタイルに応じた柔軟な労務管理を導入しているほか、地元の廃校を高齢者を中心とした交流の場「100円居酒屋」として活用するなど、地域コミュニティ活性化にも取り組んでいます。

両立支援のポイント：「お互い様」がキーワード

両立支援の取り組み当初は、自分の事情に合わせた働き方をすることを気兼ねする職員もいたそうですが、「お互い様なんだよ」と、ことあるごとに声かけをしたり、責任者会議を通じて職員に周知を図ったところ、今ではまわりの職員から「お互い様なんやけん、仕事は任せておきよ」と声ができるようになったそうです。高橋さん曰く「このお互い様が両立支援のキーワードだと思う」とのことです。

インタビューの最後には「まわりの職員が応援することで、育児等の休暇を取得した職員が勤務に戻った時は、今まで以上のやる気を持って仕事をしてくれていると感じています」と話してくれました。

携帯サイト

[大分県庁労働相談]のご紹介

大分県労政・相談情報センターでは、県ホームページの携帯サイト内に「大分県庁労働相談」@mobileを設けています。この携帯サイトでは、「労働相談の実施予定」「ワークルールミニ知識」などの情報を掲載しています。



携帯サイトへのアクセスはQRコードを利用されるか、次のURLアドレスを直接入力してください。

http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/detail.php?lif_id=103091

大分県庁携帯サイト：労政・相談情報センター
大分県庁労働相談

必ずチェック！最低賃金

大分県最低賃金(地域別)

【効力発生日 平成23年10月20日】

1時間 **647円**

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

また、産業別最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後6ヶ月未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などは大分県最低賃金の適用を受けません。)

詳しくは、大分県労働局労働基準部賃金室
(097-536-3215)
または、お近くの労働基準監督署へお尋ねください。



産業別最低賃金

【効力発生日 平成23年12月25日】 1時間

鉄鋼業	780円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	707円
各種商品小売業	687円
非鉄金属製造業	774円
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	757円
自動車(新車)小売業	715円



【執筆】
社会保険労務士
二村 織江
(社会保険労務士
事務所アベイク)

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

～「ワーク・ライフ・バランスの推進のために」～

ワーク・ライフバランスとは

「ワーク・ライフ・バランス」(生活と仕事の調和)とは「誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態」のことをいいます。

国の重要課題の一つとして平成19年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「行動指針」が策定されました。

「様々な活動について、自らが望むバランスで」ですので、妊娠・出産・子育てするとき、自分の体調が悪いとき、家族の看護・介護が必要なとき、自分の能力を高めるため勉強したいとき、ボランティア活動に参加したいときなど、いつでも安心してそれらのことに取り組める状態が「ワーク・ライフ・バランス」です。もちろん仕事に全力で取り組むときがあってもいいですし、それは経営者であろうと労働者であろうと、男性であろうと女性であろうと同じことです。

経営者の方にワーク・ライフ・バランスの話をする、労働者(特に女性)の労働時間を減らし、休日を多くする等「福利厚生制度の充実を迫られる」と、多くの方は感じられるようです。

しかし、経営者にとっても、現在の少子高齢化などの問題は、労働力不足とともにマーケットの縮小を招くものであり、ワー

ク・ライフ・バランスは取り組むべき課題と言えます。

そして、効率(売上)を落とさずにワーク・ライフ・バランスをいかに実現させていくかは、意識改革や仕組み作りなど経営者の手腕にかかっているのではないのでしょうか。

労働生産性について

小室淑恵さんの講演に、日本は、他のOECD加盟国と比べて長時間働いているわりに生み出す付加価値(労働生産性)が低い、という大変ショッキングな内容がありました。

日本企業は仕事の効率を高めたい必要があるということですが、他国の例では、1990年代初頭、イギリスの労働生産性は、先進国中で最低レベルにありました。それが、1990年代後半に誕生したブレア政権がワーク・ライフ・バランスに取り組み、成果を上げたということです。

日本も、時間に対する意識を高めることによって、働き方をもっと効率的にすることが出来るのではないのでしょうか。ちなみに、製造業だけみると、日本の労働生産性は先進国中アメリカに次いで2位。日本は、サービス業など知的労働の労働生産性が低いようです。

女性の労働力の活用について

女性の労働力の活用という視点で見ると、日本より労働生産性の高い国の中には、オランダ、ノルウェー、アメリカなど、女性の就業率、出生率ともに日本

より高い国があります。

そのような国では、男性の家事・育児に従事する時間が日本の男性よりも長く、男女の機会均等とともに、男性は仕事、女性は家庭を守るというような固定的な意識が薄れているようです。

夫婦で子育てする国では、女性の就業率、出生率だけではなく、労働生産性も高いということですが、日本でも「男性が育児を手伝っている家庭ほど、第2子以降の子供が欲しいという意識が高い」という調査があります。男性の育児休業は、もう10年以上前からその必要性が言われているにもかかわらず、その取得はまだまだ進んでいないのが現状です。

少子化対策も踏まえ女性の労働力を生かしていくには、女性のための施策だけではなく、男性への視点も必要です。

昨年は、大変なことが起こった1年でした。しかし、それによって、日々の暮らしや人と人とのつながりの大切さを感じるものが出来た1年となったのではないのでしょうか。

「明日は我が身」「お互い様」など、ワーク・ライフ・バランスの推進のキーワードはまさに、日々の暮らしや人と人とのつながりを大切にすることです。そんな意識を高めていくことが「ワーク・ライフ・バランスの推進 = 誰もが安心して働き続けることができる環境の実現」につながっていくと思います。

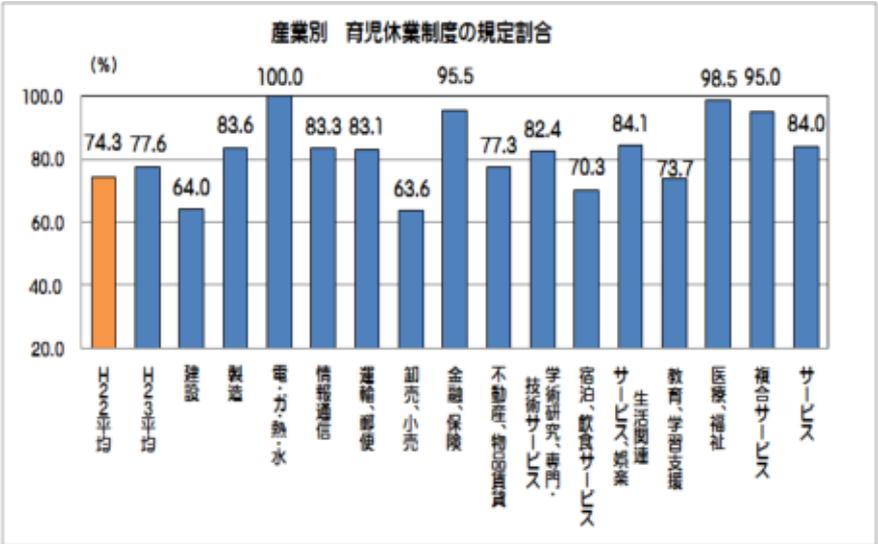
平成23年労働福祉等実態調査

詳細は、ホームページ「おおいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>

県労政福祉課では、県内の民間事業所における労働条件等について、実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として毎年、労働福祉等に関する調査を行っています。このほど、平成23年の労働福祉等実態調査結果がまとまりました。

- 1 調査期日 平成23年6月30日現在
- 2 調査対象 1,000事業所
- 3 有効回答 796事業所
- 4 有効回答率 79.6%

この調査は、産業・規模別に一定の方法による抽出調査のため、回答事業所が過去の年度の事業所とは一致しません。したがって、この調査結果を他の調査結果や時系列比較をする場合には注意を要します。



1 雇用状況

常用労働者の割合が微減、常用労働者以外の労働者の割合が微増

回答があった事業所の労働者の割合は男性が57.8%（前年58.0%）、女性が42.2%（同42.0%）となっている。

雇用形態別労働者数の割合は、フルタイムで働く「常用労働者」が74.7%（前年75.0%）「常用労働者以外の労働者」が25.3%（同25.0%）となっており「常用労働者」が0.3ポイント減少している。

2 休日休暇制度

何らかの週休2日制（以上を含む）を導入している事業所の割合が前年より微減 年次有給休暇の平均取得率は前年より微減

「何らかの週休2日制（以上を含む）を導入している事業所」は、全体の86.8%（前年87.7%）となっており、前年より0.9ポイント減少している。

年次有給休暇の「平均新規付与日数」は16.4日（前年16.1日）「平均取得日数」は7.7日（同7.6日）で、いずれも前年より増加しているが「平均取得率」は47.0%（同47.2%）となっており、前年より0.2ポイント減少している。

年次有給休暇の常用労働者1人平均の付与日数と取得日数

	回答事業所	平均新規付与日数 (A)	平均取得日数 (B)	新規付与日数に対する平均取得率 (B)/(A)
H23調査計	714	16.4日	7.7日	47.0%
H22調査計	706	16.1日	7.6日	47.2%

3 育児・介護休業制度

育児・介護休業制度の規定を設けている事業所の割合が前年より増加

育児休業制度の規定を設けている事業所は全体の77.6%（前年74.3%）、介護休業制度を規定している事業所は全

体の69.3%（同67.5%）となっている。

育児休業対象者が育児休業を取得した割合は女性が86.8%（前年91.6%）となっており、前年より減少、男性が1.8%（同0.7%）である。

女性の育児休業制度の利用期間をみると「6か月以上1年未満」が全体の71.9%（前年63.9%）を占めている。

育児休業期間中に賃金を支給している事業所は全体の2.9%（同2.6%）である。

4 労働時間

(1) 1週間の所定労働時間は前年より微減

1週間の所定労働時間の平均は39時間42分（前年39時間44分）で、前年より2分減少している。

(2) 年間の労働時間

1年間の総実労働時間の平均は2,131時間（前年2,116時間）で、前年より15時間増加している。

1年間の所定内労働時間は1,981時間（前年1,970時間）で、前年より11時間増加している。

1年間の所定外労働時間は150時間（前年148時間）で、前年より2時間増加している。

(3) 所定労働時間の短縮

所定労働時間短縮を行った事業所割合は15.3%（前回調査14.5%）で、前回調査より0.8ポイント増加している。

(4) 所定外労働

最近1年間に所定外労働を行った事業所割合は86.3%（前回調査80.7%）で、前回調査より5.6ポイント増加している。

時期的にみると「1年を通じて恒常的に行った」が47.9%と最も高くなっている。

常用労働者1人あたりの1年間の総実労働時間（事業所割合）

	有効回答事業所	時間内訳					平均時間	
		1,900未満	1,900～1,999	2,000～2,099	2,100～2,199	2,200～2,299		2,300以上
H23調査計	712 (100.0)	89 (12.5)	107 (15.0)	155 (21.8)	138 (19.4)	81 (11.4)	142 (19.9)	2,131
H22調査計	697 (100.0)	94 (13.5)	112 (16.1)	153 (22.0)	154 (22.1)	64 (9.2)	120 (17.2)	2,116

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
20年平均	379,497	315,010	300,694	256,327	78,803	58,683	153.0	156.9	140.1	144.5	12.9	12.4
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
22年10月	298,480	254,547	292,265	251,984	6,215	2,563	150.0	161.6	137.8	147.5	12.2	14.1
11月	313,202	311,559	291,921	255,669	21,281	55,890	152.3	163.1	139.8	149.1	12.5	14.0
12月	661,040	512,617	292,646	256,524	368,394	256,093	150.0	160.1	137.5	146.6	12.5	13.5
23年1月	303,301	258,150	289,701	247,217	13,600	10,933	140.5	152.2	128.8	138.5	11.7	13.7
2月	294,764	250,548	290,859	250,494	3,905	54	145.6	156.6	133.6	143.0	12.0	13.6
3月	308,743	256,270	291,198	246,481	17,545	9,789	149.5	160.9	137.4	146.6	12.1	14.3
4月	302,655	258,132	293,136	251,605	9,519	6,527	152.1	160.0	140.3	146.6	11.8	13.4
5月	303,275	251,487	288,598	249,510	14,677	1,977	142.2	149.6	131.0	136.6	11.2	13.0
6月	529,985	452,108	292,459	251,093	237,526	201,015	155.1	161.6	143.6	148.6	11.5	13.0
7月	421,160	327,018	291,921	250,742	129,239	76,276	152.5	159.2	140.6	146.5	11.9	12.7
8月	300,727	259,813	290,415	252,019	10,312	7,794	148.4	157.3	137.0	144.4	11.4	12.9
9月	297,953	252,055	292,215	251,492	5,738	563	150.4	157.4	138.5	144.0	11.9	13.4
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536		293,350		21,186		152.1		139.8		12.3	

資料出所 (全国) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
20年平均	1.25	1.21	0.88	0.86	101.7	101.7	103.8	107.0	324,929	326,678
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
22年10月	0.93	0.92	0.56	0.56	100.2	100.2	90.9	92.2	287,433	278,084
11月	0.95	0.96	0.57	0.57	99.9	100.0	91.8	99.3	309,548	322,659
12月	1.01	0.99	0.57	0.57	99.6	100.0	94.8	97.4	349,495	360,395
23年1月	1.02	1.02	0.61	0.62	99.4	100.0	96.0	102.3	317,907	297,078
2月	0.99	1.02	0.62	0.65	99.3	99.9	97.9	98.2	283,611	329,465
3月	0.98	1.04	0.63	0.67	99.6	100.1	82.7	92.8	314,117	317,502
4月	0.95	1.02	0.61	0.66	99.9	100.1	84.0	91.1	324,744	318,440
5月	0.98	0.99	0.61	0.65	100.0	100.3	89.2	88.6	301,174	302,522
6月	1.00	0.99	0.63	0.66	99.9	100.3	92.6	96.4	286,056	276,735
7月	1.07	1.01	0.64	0.66	100.0	100.1	93.0	102.1	309,356	312,123
8月	1.05	1.01	0.66	0.66	100.3	100.4	93.6	101.5	309,078	321,756
9月	1.11	1.06	0.67	0.64	99.9	99.8	90.5	94.1	298,931	340,009
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5		314,275	331,907
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0		295,066	292,882

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) *は速報値・空欄は未公表

一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

平成 24 年 経済センサス-活動調査
- 経済の国勢調査を実施します -

総務省・経済産業省・大分県・市町村

調査の目的

この調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状況を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として行います。

調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日 現在で実施します。



調査の対象

全国すべての事業所が対象です。



調査事項

経営組織、事業所の開設時期、従業員数、事業所の主な事業の内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額などを記入します。



この調査は報告の義務があります

この調査は、「統計法」(平成 19 年法律第 53 号)という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。この法律では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありません。



経済センサスについては、こちらを御覧ください。

ビルくんとケイちゃん

経済センサス総合ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.htm>

大分県労政・相談情報センター

大分市大手町3-1-1 県庁舎本館7F



労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540

携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・097-506-3351

月～金曜日の毎日8:30～17:45(祝日、年末年始を除く)

労働問題全般の相談を受付けます

相談は来所または電話です

予約は不要、相談料は無料です

県職員が直接相談を受けますので秘密厳守です

★特別巡回労働相談★

県内各地で毎月 1 回、弁護士や社会保険労務士による直接相談

2月23日(木) 13時15分～16時15分

別府市ニューライフプラザ 2F第2セミナー室

3月14日(水) 13時15分～16時15分

大分文化会館 2F第2会議室

★労働なんでも相談★

県内各地で毎月 1 回、県職員による直接相談

2月8日(水) 11時～15時

由布市役所 庄内庁舎 4F大会議室

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501大分市大手町3-1-1

TEL097-506-3354/FAX097-506-1827

E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>